

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年6月7日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1500929 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600038 号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における平成11年7月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成11年7月から同年10月までの標準報酬月額については、16万円から20万円とする。

平成11年7月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書きの規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 11 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

C厚生年金基金から、「基金解散に向けた当基金の加入記録整理に伴う記録相違のお知らせ」の文書が送られてきて、A社に勤務していた時の平成 11 年 7 月 1 日付け給与月額変更の記録が国の記録にないことが判明したので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者のオンライン記録において、A社に係る請求者の請求期間の標準報酬月額は 16 万円と記録されているが、C厚生年金基金が保管している当該事業所に係る平成 11 年 7 月の加入員給与月額変更届及び算定基礎届に係る賃金台帳調査書（写）によると、事業主は、平成 11 年 8 月 5 日に請求者を含めた 17 名の標準給与月額が変更となった届出をしており、当該月額変更届において、請求者の標準給与月額が 16 万円から 20 万円となったことが確認できる。

また、C厚生年金基金は、「平成 11 年度の加入員給与月額変更届（7 月改定分）及び加入員報酬標準給与月額算定基礎届（10 月改定分）について、健康保険組合と当基金において合同で受付を行っていた。事業所からの健康保険組合提出分（健康保険組合独自の届出様式）と社会保険事務所（当時）及び当基金提出分（社会保険事務所と当基金複写様式）を受付し、賃金台帳等の精査を実施後、社会保険事務所と当基金への届出書は当基金にて受理し、当基金から社会保険事務所に回送していた。平成 11 年 8 月末までに回送するスケジュールにて処理を行っていたと思われる。」と回答している上、当該厚生年金基金から提出された当時の「算定基礎届けに係る賃金台帳調査書（健保・基金）」で確認できる受付印等の状況から、事業所が、

当該厚生年金基金に請求者を含む 17 名分の平成 11 年 7 月の加入員給与月額変更届を社会保険事務所分も含めて提出し、社会保険事務所分の届書が当該厚生年金基金から社会保険事務所へ回送されていることがうかがえる。

なお、上記の平成 11 年 7 月の加入員給与月額変更届に記載されている 17 名のうち、1 名の同僚が所持している平成 11 年 9 月分の給与支給明細書から、厚生年金基金加入員記録の標準給与額に見合う厚生年金保険料が、事業主により控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が、平成 11 年 8 月に C 厚生年金基金に届け出た平成 11 年 7 月の加入員給与月額変更届と一体性があり複写された届書が、当該厚生年金基金から社会保険事務所へ回送されたとうかがえることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の記録を 16 万円から 20 万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第1500966号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第1600039号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和28年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成8年2月1日から平成9年3月1日まで
② 平成9年6月1日から平成11年8月1日まで

A社の厚生年金保険に平成9年3月1日から同年6月1日まで加入した記録となっているが、平成8年2月1日から平成11年7月末まで勤務した。同社に勤務中にB病院に入院したことがある。また、給与振込みのため、C銀行に口座を開設した。請求期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 判断の理由

A社の元事業主は既に死亡していることから、取締役である元事業主の妻に照会したところ、請求者が当該事業所に勤務していたという回答を得られたものの、当時の資料がなく、請求者の請求期間①及び②に係る勤務実態及び保険料控除等については不明と回答しており、また、請求期間当時、当該事業所に勤務していた元同僚に照会するも回答が得られなかった。

また、請求期間①について、請求者の当該事業所における雇用保険の資格取得日は平成9年3月1日となっており、厚生年金保険の資格取得日と一致している上、複数の元同僚の当該事業所における雇用保険の資格取得日と厚生年金保険の資格取得日についても一致している。

一方、請求期間②について、請求者の当該事業所における雇用保険の加入記録は、平成9年3月1日から同年8月31日まで及び平成9年11月1日から平成11年8月16日までとなっており、請求者は請求期間②の一部期間について当該事業所に勤務していたことが確認できるものの、当該事業所は、平成9年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後も勤務していた同僚の一人は、同日付けで国民年金に加入し、国民年金保険料を一部納付していることが確認できる。

なお、請求者が当該事業所に勤務中に入院したとしているB病院に照会したところ、「平成10年3月4日～平成10年3月9日は、データ上入院はしておりました。おそらく自費で入院だと思われます。」と回答があり、当時使用していた健康保険証については確認できない。

また、C銀行D事務センターに請求者の口座開設日について照会したところ、平成11年1月8日との回答を得たが、当時のデータは保存されてないため、A社からの給与振込みについて確認できない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。